

新潟市生活困窮者自立相談支援事業等委託業務 公募型プロポーザル実施要領

新潟市（以下「本市」という。）が実施する「新潟市生活困窮者自立相談支援事業等（以下「本事業」という。）委託業務に係る委託候補者の選定に関し、この要領に基づき、企画提案の選定を行う公募型プロポーザルを行います。

1 委託業務の概要

(1) 業務名 新潟市生活困窮者自立相談支援事業等委託業務

(2) 業務内容

「新潟市生活困窮者自立相談支援事業等委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

(4) 委託料

各事業の委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 自立相談支援事業（住居確保給付金受付相談業務含む）

48,611,000円

イ 居住支援事業

7,856,000円

ウ 家計改善支援事業

8,276,000円

なお、実績に基づき精算を行い、返還を求める場合があります。

※ 本事業委託業務は、令和7年度当初予算案が成立することを前提としているため、同予算成立をもってはじめて有効となります。よって、成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続きを変更又は中止することがあります。

2 参加資格

本事業を的確に遂行する能力を有する法人で、かつ次の要件をすべて満たす法人とします。なお、資格要件を満たす法人複数が共同して提案を行うこともできるものとします。

(1) 新潟市内に本店、支店又は活動拠点事業所を有するものであること。

(2) 委託契約における受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。

(3) 本事業の目的を理解し、仕様書に示した事業実施ができること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当してい

ないこと。

- (5) 参加意思確認書及び提案書類提出時に、市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び新潟市税に未納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 提案に当たって提出する書類

A 4 判片面とし、記載欄が不足する場合は適宜各欄を広げるか枚数を増やして記載すること。

(1) 法人の概要（別紙様式 4）

ア 添付書類

- (ア) 直近 1 年の法人全体における収支決算書
- (イ) その他法人の概要が分かる資料、パンフレット等

(2) 企画提案書（別紙様式 5）

ア 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- (ア) 事業の実施方針等に関する事項
- (イ) 事業の実施体制に関する事項
- (ウ) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施内容に関する事項

イ 参加者は、1 つの提案しか行うことができません。

ウ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めません。

(3) 見積書（任意様式）

前記 1（4）ア、イ、ウごとに経費の内訳を詳細に記載すること。

4 スケジュール等

(1) 実施要領の配布

ア 配布期間 令和 7 年 1 月 17 日（金）から令和 7 年 2 月 6 日（木）まで
本市の休日を除く、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ 配布場所 問い合わせ先に同じ

※ 新潟市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 質問の受付け及び回答

- ア 提出書類 質問書（別紙様式1）
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出期間 令和7年1月17日（金）
から令和7年1月23日（木）午後5時まで（必着）
- エ 提出先 問い合わせ先と同じ
- オ 回答方法 回答が競争上の地位その他正当な利益を妨げる恐れがあるものを除き、新潟市ホームページ内に掲載します。（令和7年1月27日（月）に掲載予定）原則個別には回答しません。

(3) 参加意思確認書および、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書の提出

- ア 提出書類 参加意思確認書（別紙様式2）
暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別紙様式3）
- イ 提出方法 提出先へ持参又は郵送
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出期限 令和7年1月30日（木）午後5時まで（必着）
- オ 提出先 問い合わせ先と同じ

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出書類 前記3（1）～（3）
- イ 提出方法 提出先へ持参
- ウ 提出部数 正本1部 副本9部（副本のうち1部は、審査業務の都合上、コピーが可能なように製本しないでください。）
- エ 提出期限 令和7年2月6日（木）午後5時まで（必着）
- オ 提出場所 問い合わせ先と同じ

5 審査基準・選定方法

(1) 選定委員会による審査

提案者による提出書類に基づくプレゼンテーションを実施し、別に定める委員で構成する選定委員会において、別表「審査基準」により審査を行い、委託予定事業者を決定します。なお、審査内容に係る質問や異議及び公表前の審査結果についての問い合わせは一切受け付けません。

- ア 日程・場所 令和7年2月17日（月）
※ 詳細は提案者に対し別途通知します。
- イ 審査方法
 - ・ プレゼンテーションの持ち時間は15分以内とし、この後委員から提案者に対し質疑を行います。（質疑は10分程度）

- ・ 提出した企画提案書以外の資料の配布やパワーポイント等の使用は認めません。
 - ・ 出席者は1法人につき、2名までとします。
- ウ 非公開
- ・ プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

(3) 審査基準

別表「審査基準」に基づき審査し、提案者のうち最高得点の者を委託予定事業者として決定します。なお、同点の場合ヒアリングに出席する委員による多数決で決定します。

ただし、最高得点であっても、審査項目の中で著しく評価の低い項目がある場合には、委託予定事業者として決定しない場合があります。

(4) 審査結果

審査結果については、2月末日までに提案者すべてに文書で通知するとともに、新潟市ホームページにおいて公表します。

(5) その他

提案者が1法人の場合であっても選定委員会での審査を実施します。

6 契約の締結

本市は、委託予定事業者と委託契約の締結交渉を行い、前記1(4)の委託料の範囲内で契約を締結します。その際、提案内容の一部を変更することがあります。なお、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがあります。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議のうえ契約を締結する場合があります。

7 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、ヒアリング等に関する経費及び提出に関する経費は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書については、提案者に無断で使用しないものとします。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成する場合があります。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 参加意思確認書提出後に辞退する場合は、書面にて提出してください。(様式任意)
- (6) 次に該当する場合は失格又は無効とします。

- ア 実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に企画提案書を提出した者
- (7) この仕様による事務を処理するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

8 問い合わせ先

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市福祉部福祉総務課（市役所本館1階）

生活困窮者自立支援制度担当

Tel 025-226-1178

fax 025-225-6304

E-Mail somu.wl@city.niigata.lg.jp